

太陽光発電設備等の設置に係る行政財産使用許可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市域における再生可能エネルギーの導入拡大及び避難所に指定された市有施設の防災拠点としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、千葉市行政財産使用料条例(昭和39年千葉市条例第33号。以下「条例」という。)及び千葉市公有財産規則(昭和40年千葉市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、市の行政財産又は市が使用権限を有する土地に太陽光発電設備等を設置する場合における行政財産の使用許可及び使用料について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 目的外使用許可 法第238条の4第7項による許可をいう。
- (2) 使用料 法第238条の4第7項による許可を受けてする行政財産の使用につき徴収する使用料をいう。
- (3) 設備 太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備をいう。
- (4) 計測メータ 設備から市有施設への電力供給量を測定するための機器をいう。

(目的外使用許可の対象)

第3条 この要綱における目的外使用許可(以下「使用許可」という。)の対象は、設備を設置する建物又は土地とする。

(使用許可を受ける者の決定方法)

第4条 市長は、使用許可をする者を企画提案方式により募集する。

- 2 使用許可を受けようとする者は、市に納付する使用料その他の市長が定める事項を記載した企画提案書その他市長が定める書類(以下「提案書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、使用許可をする者を、前項の規定により提案書を市長に提出した者の中から使用許可をする者を選定するための会議(以下「選定会」という。)において決定するものとする。
- 4 前項の選定の基準及び選定会に関する事項は、市長が別に定める。

(使用料の額)

第5条 使用許可を受けた者が納付する使用料の額は、条例第2条第1項第5号の規定に基づき、前条第2項により提案した使用料の額とする。

(光熱水費)

第6条 千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ(令和2年1月策定)に基づき設置

する計測メータの光熱水費は、規則第22条の2ただし書の規定により、免除するものとする。

(使用許可の期間)

第7条 使用許可の期間は、3年以内とする。

2 前項の期間については、次の各号に掲げる期間を通算した期間を限度として、更新することができる。

(1) 使用許可の始期から設備の運転開始日の前日までの期間

(2) 設備の運転開始日から運転終了日までの期間。ただし、最長で20年間とする。

(3) 設備の運転終了日の翌日から建物又は土地の原状回復が終了する日までの期間

(その他)

第8条 使用許可に関し、この要綱に定めのない事項については、別に市長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行する。